

取締役決定書

午前10時00分当社取締役により下記事項を決定のうえ、午前10時30分散会した。

1 職務執行者選任の件

東京商會同会社の代表社員として当社が選定されることに伴い、職務執行者を以下の者に選任すること。

職務執行者 大阪市中央区中央一丁目2番3号
大阪四郎

上記の決議を明確にするため、この決定書を作り、当社取締役の全員がこれに記名押印する。

令和2年6月20日

株式会社大阪商事

代表取締役 大阪四郎 ⑩

取締役 大阪ナオミ ⑩

代表法人が取締役会非設置会社の場合、取締役による決定書